

## 令和7年度第2回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

(長野市版子ども・子育て会議)

### 会議要旨

- 開催日時 令和7年5月30日(金) 午後3時30分から午後5時00分まで
- 開催場所 中部公民館4階ホール
- 出席委員 水口委員、渡邊委員、和田委員、北村委員、宮本委員、宮下委員、  
田中(宗)委員、倉島委員、日台委員、阿出川委員、松田委員、石垣委員
- 欠席委員 田中(亜)委員、塚原委員、塚田委員、中村委員、山崎委員
- 事務局出席者 島田こども未来部長、丸山こども政策課長、中村子育て家庭福祉課長、  
宮下保育・幼稚園課長、石坂こども総合支援センター所長ほか

発言者	内容
	1 開会
会長	2 挨拶
	3 議事
事務局	(1)長野市における若者施策について 資料1-1・資料1-2・資料1-3に基づき説明  《質疑応答》
委員	資料1-2によると、長野市版こども計画は、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、および「若者に関する計画」で構成されており、若者の対象を大学生・専門学校生・就労者等を含む18歳から39歳までとしている。 若者に関する計画には、結婚などに関する施策が含まれているが、39歳までの親世代もアンケートの対象となっていると聞いた。 今回の計画は、特定の層を対象とするものか。対象者の整理と基本的な考え方を確認したい。
事務局	こども計画は、結婚・妊娠・出産から青年期まで、ライフステージごとに構成されている。なかでも18歳から39歳の青年期に対しては、課題の掘り起しが不十分であり、重点的な取組が必要である。 就労、ひきこもり、結婚観など多様な課題が反映されるよう設計した上で、無作為抽出で6,000人を対象にアンケートを実施し、得られた結果をもとに今後の施策の方向性を整理・検討していく。
委員	県の計画では「社会的に困難を有する若者」というただし書きが付されているが、同様に何らかの形でただし書きを設ける可能性はあるか。
事務局	内容については、アンケート結果を分析しないと、具体的にどのような課題が顕在化するかは不明である。アンケートから得られたデータをもとに課題を

発言者	内容
委員	<p>整理し、その上で議論を進めていくことになる。</p> <p>長野市の場合、進学等を契機に市外へ転出する若者が多く、全体として転出超過の傾向にある。特に女性については、転出後そのまま戻らないケースが目立っているこのような現状を踏まえ、どのように施策に組み込むか、整理していく必要がある。</p>
委員	<p>アンケート結果を見る限り、長野市においても、生きづらさを感じている若者が多いように感じる。特に、高校生年代以降のひきこもりが目立ち、深刻な問題であると受け止めている。</p> <p>子ども・若者が孤立しないような対応を検討すべきである。本人への支援だけでなく、家庭内での支え手となる親への支援も併せて盛り込むことが必要である。</p>
委員	<p>実際に課題を抱える方々が、どこに相談し、どのように施策が機能し、どのように課題が解決されたのか、あるいは解決に至らなかったのかといった流れが、現状では見えてこない。</p> <p>こども総合支援センター「あのえっと」についても、「こういう相談があった」という概要的な報告にとどまっており、具体的な解決事例や、対応が困難だったケースについての説明が不足しているように感じる。</p> <p>具体的な成功事例や課題が残ったケースを共有することで、より良い形にアップデートできるのではないか。</p>
委員	<p>20代・30代の男性における自殺死亡率が他の年代・属性と比較して突出している背景を丁寧に調査・分析し、原因を明らかにする必要がある。</p> <p>自死という選択を回避できる社会の実現は、若者支援の中でも極めて重要な課題であり、行政としても優先的に取組を強化していくべきである。</p>
委員	<p>自傷行為や生きづらさを抱え、「死にたい」と感じてしまう若者が一定数存在する。そういう若者が安心して相談できる窓口や機関へつながりやすい環境を整えるべきである。</p> <p>また、悩める当事者への適切な対応や関わり方を学べる研修や学習機会を充実させることが支援体制強化の一環として重要である。</p>
委員	<p>ヤングケアラーが増加傾向にあるが、青年期に入る前の若い時期から相談できる体制を整備する必要がある。相談件数が増えていることからも、逆に言えば周知不足や支援の見えにくさがあることを示しているため、啓発や情報発信の強化も求められる。</p>
委員	<p>アンケート結果に表れている数値以上に、周囲に気づかれないまま支援に結びついていない「潜在的なヤングケアラー」が存在していると考えられる。より早い段階から支援につながることのできる環境の整備・充実が必要である。</p>

発言者	内容
委員	<p>仕事を継続することの難しさや働く場を自由に選べない状況が「ニート」につながっているのではないか。ニートの多くは、一度は働いた経験があるが、人間関係の難しさや周囲の影響、コミュニケーションの困難さなどから仕事を続けられず辞めてしまった場合が多い。</p>
委員	<p>ヤングケアラー、ニート、ひきこもりなど、潜在化しやすい課題に対する支援は非常に難しい。近くにいる人が気づき、適切な相談機関へつなぐ連携体制が不可欠である。</p> <p>また、個別支援を実施するため、具体的なサポート計画を作成する機関が必要である。</p>
委員	<p>子どもが学校を卒業し就職する際、実際の社会の状況が子どもには見えにくいという問題がある。親としても、子どもが抱くイメージと現実の乖離をどう埋めるか悩ましいところである。</p> <p>学校もできる限り情報提供を行い、子どもに具体的に理解させる努力をしているが、それでもなお、親としては、子どもが社会に出ることへのハードルを強く感じている。</p> <p>乖離の少ない状況で就職し、就職後も相談できる窓口が整備されていることが望ましいが、これは非常に難しい課題である。</p>
委員	<p>小学校の現場で就労まで見据えた指導は、社会見学や社会科学習など学業的理解にとどまっており、十分とは言えない。</p> <p>多くの子どもは小学校から高校まで進学し、所属する場所で守られているが、就職して社会に出ることには大きなハードルがある。さらに、そこから離脱すると所属もなく孤独感や自己否定が生じる。</p> <p>こうした若者への支援やサポートを検討し、学校から社会への橋渡しが意識される施策が必要である。</p>
委員	<p>長野市における生徒・学生の自殺率は決して低くないと認識している。資料の中には結婚率や離婚率のデータも含まれているが、離婚は子どもに大きな影響を及ぼし、家庭の経済状況にも関わる重要な要素である。離婚後も元の親と子どもが適切に接触できているかは、子どもの心身の状況に深く関わる問題である。</p> <p>こうした背景を踏まえ、今後の施策や分科会の議論に反映させていくべきと考える。</p>
事務局	<p>(2) 令和8年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について 資料2に基づき説明</p> <p>《質疑応答》</p>
委員	年長と年少の子どもがいる。育児休業を取得後、1歳になるタイミングで

発言者	内容
事務局	<p>保育園に入園させた。3歳以上の保育料無償化は助かっているが、入園当初は保育料が月5万円を超えると、家計への負担が大きかった。未満児の保育料も、さらなる負担軽減を検討してほしい。</p> <p>国において負担割合に関する制度が設けられている。現在、各市町村で保育料の無償化などの取組が進められているが、全国で統一的な制度となることが望ましいと考えている。国に対してもその旨の要望を継続して行っているところである。</p> <p>引き続き、皆様からいただいた意見を踏まえ、できる限りの施策を検討していく所存である。</p>
委員	<p>本年9月から東京都は第一子未満児の無償化に踏み切る。しかし、全国で未満児無償化が一斉に行われると、現場は大混乱に陥る恐れがある。現在の保育士の数や受入れ可能人数を踏まえると、優先順位が高い子ども以外は入園が困難になるだろうと考えられる。</p> <p>むしろ、家庭で子どもを見ている保護者に対しての支援策を講ずるほうが効果的であると考えている。現在、保育士不足や人口減少により、質の高い保育環境を確保するのは非常に難しい状況である。</p> <p>したがって、見守りの選択肢を家庭に提供しつつ、税の公平な分配を実現する社会システムの構築が必要である。東京とは異なり、地方では人口が少なく、東京と同じ施策は通用しない。地方の実情に合った施策の検討を強く望む。</p>
事務局	<p>(3) こども誰でも通園制度の実施園の認可について 資料3-1、資料3-2に基づき説明</p> <p>《質疑応答》</p>
委員	<p>こども誰でも通園制度の運営に必要な人員について、通常の保育に係る職員とは別に確保する必要があるか。</p> <p>例えばフレンドこども園における令和6年度利用者実績は1305人とあるが、1日平均だとどれくらいの利用者数と考えればよいか。</p>
事務局	<p>当該制度に対応する職員については、専任または専属的な形での対応が求められており、通常の保育職員とは別に必要な人員を確保する必要がある。</p> <p>受け入れ期間は10か月間（6月～翌年3月）、月あたり約20日間の受け入れ日数とすると、1日当たりの平均利用者数は、約6～7人であったと推計される。</p>
委員	<p>通常保育の定員が不足しているなかで、「こども誰でも通園制度」に対応するため、専任の保育士を配置することに矛盾を感じる。誰でも通園制度の枠を拡張するのではなく、定員そのものを見直し、通常保育枠を増やす方向に活用できないかとも感じる。</p>

発言者	内容
事務局	<p>現場から「保育士の人数が足りない」という声が上がっていることは承知している。</p> <p>一方で、「こども誰でも通園制度」は、家庭で保育をしている方への支援策であり、また、保育園・幼稚園等に通う前段階の“つなぎ”としての役割も担っている。</p> <p>したがって、通常保育とは目的が異なる側面がある点をご理解いただければと思う。</p>
委員	<p>先ほどの委員のご指摘はもっともあるが、各園にはいわゆる「絶対必要数」以上の人員が配置されている。この人員は、ローテーション勤務や職員の急な休み・有給取得への対応を見越して配置されており、公定価格に反映されない職員である。こうした職員が、こども誰でも通園制度に対応する役割を担っているのが実情である。</p> <p>委員のご指摘にもあるとおり、制度の対象となる希望者を全て通常保育に取り込む形にすれば、現場の運営そのものが立ち行かなくなる可能性がある。</p> <p>こども誰でも通園制度と類似の仕組みとしては「一時預かり事業」が存在するが、現状としては利用実績があまり伸びていない。そのため、国としてはこの制度の延長線上にある「こども誰でも通園制度」をより積極的に推進する方針を打ち出しており、各市町村に導入を促している状況である。</p>
委員	<p>いくつか補足させていただく。法人としての体力があり、保育士の確保も十分できている園であれば、柔軟な運用が可能である。しかし全ての園が同様に対応できるわけではない。</p> <p>一時預かり制度は、あくまで親の都合による利用を前提としているのに対して、こども誰でも通園制度は子ども本人の成長を目的としている。自宅でゆったり過ごす時間も重要であるが、保育園など集団の中で多様な子どもと触れ合うことが、育成に資すると国が推奨している制度である。</p>
委員	<p>保育園に掲示された「こども誰でも通園制度」のポスターには、利用目的として「保護者のリフレッシュ」という文言が記載されていた。</p> <p>しかし、「保護者が仕事休みの時は預けてはいけない」という趣旨の保育所の適正利用に関するお便りが保護者向けに配布された。このお便りには、保育士の多岐にわたる業務や保育所の運営状況、利用の原則について詳しく説明されていた。</p> <p>自身のように平日に勤務し、土日に休みを取る保護者は、リフレッシュ目的での利用もできないと解釈された。認識の違いはあるかもしれないが、掲示されたポスターのみを見ると、そのように捉えられた。</p>
事務局	<p>「こども誰でも通園制度」は、ご自宅で常にお子さんと一緒に過ごしている保護者が、少しの間お子さんと離れる時間を確保することを目的としている。</p> <p>一方で、保育所に入所している保護者には、それぞれ保育を必要とする時間</p>

発言者	内容
	<p>が決まっており、その時間内で保育を受けていただくことをお願いしている。つまり、入所したからといって空いている時間全てを預けてよいというわけではなく、必要な時間に適正に利用していただきたい。</p> <p>もちろん保護者の事情は多様であり、病気で病院に行きたい場合や、兄弟が多い家庭など様々なケースがある。そういった場合には、「何でもかんでも預けてよいわけではないが、個別に園長等に相談してほしい」ということも併せて伝えている。</p> <p>こうした説明が十分に伝わっていなかった点については申し訳なく思う。保育士の人員確保も難しく、常に余裕があるわけではない中で、保育士にも休みを取ってもらいながら保育を行っている。保護者の皆様には事情を理解いただき、適正な利用にご協力いただきたい。</p>
事務局	<p>4 その他            (仮称) 長野市子どもの権利条例の制定について説明</p>
	5 閉会